



井原市第7次行政改革 大綱・行政改革プラン

(令和2年度～令和6年度)

井 原 市

はじめに	- 1 -
第1章 行政改革大綱の基本的な考え方.....	- 2 -
1 基本方針	- 2 -
2 推進期間	- 2 -
第2章 具体的な改革の方向性.....	- 3 -
1 行政の担うべき役割の重点化.....	- 3 -
(1) 民間委託等の推進.....	- 3 -
(2) 地方公営企業等の経営健全化.....	- 5 -
① 井原市民病院及び井原市立美星国保診療所.....	- 6 -
② 上水道・簡易水道及び工業用水道.....	- 6 -
③ 公共下水道.....	- 7 -
(3) 地方公社の経営健全化.....	- 7 -
(4) 市民協働の推進.....	- 8 -
2 行政ニーズへの迅速、的確な対応.....	- 9 -
(1) 組織の整理合理化.....	- 9 -
(2) 事務事業の整理合理化.....	- 9 -
(3) 行政プロセスの改善.....	- 10 -
(4) 市民のためのサービス体制.....	- 10 -
(5) 審議会等の見直し.....	- 10 -
3 定員管理及び給与の適正化等.....	- 11 -
(1) 定員管理の適正化.....	- 11 -
(2) 給与の適正化（福利厚生事業を含む）.....	- 12 -
(3) 定員・給与等の状況の公表.....	- 13 -
(4) 人材育成の推進.....	- 13 -

4	公正の確保と透明性の向上.....	- 13 -
5	電子自治体の推進.....	- 14 -
	(1) ICTを活用した行政事務の効率化.....	- 14 -
	(2) ICTを活用した市民サービスの充実.....	- 15 -
6	自主性、自律性の高い財政運営の確保.....	- 15 -
	(1) 健全な財政運営の確保.....	- 15 -
	① 財政の健全化.....	- 15 -
	② 経費の節減.....	- 16 -
	③ 自主財源の確保.....	- 17 -
	④ 入札制度の適正化.....	- 17 -
	⑤ 監査機能の充実・強化.....	- 17 -
	(2) 補助金等の整理合理化.....	- 18 -
	(3) 受益者負担の適正化.....	- 19 -
	(4) 公の施設.....	- 19 -

はじめに

本市においては、普通交付税の合併算定替の特例期間の終了や少子高齢化・人口減少による税収減等が見込まれる一方、社会保障費の増加や老朽化が進む公共施設等の維持更新に要する費用の増大等により、ますます厳しさを増す財政状況に対応するため、引き続き、行政改革の取組が求められます。

また、行政課題の広域化、市民ニーズの複雑・多様化、地方分権の更なる進展など、諸課題が山積しています。

合併を契機に策定された、平成17年度から平成21年度までを推進期間とする「第4次行政改革大綱・集中改革プラン」では、スケールメリットを生かした行政運営に努めました。また、その後の「第5次行政改革大綱・集中改革プラン」及び「第6次行政改革大綱・集中改革プラン」では、第4次行政改革大綱の理念を継承した上で、民間経営の視点等を取り入れた、効率的で効果的な行政運営に努めました。

そうした中、平成30年度から令和9年度を計画期間とした、「井原市第7次総合計画」においては、「輝くひと 未来創造都市 いばら」をまちづくりの基本理念と定め、その実現に向け、地域の様々な主体と行政との協働のまちづくりを更に推進し、誰もが「住んでよかった」と思えるような郷土愛を持てるまちづくりを進めています。

自主・自律的な行財政運営を継続し、総合計画を着実に推進するため、今後5年間の本市における行政改革の考え方と方向性を示した「第7次行政改革大綱・行政改革プラン」を策定します。

第1章 行政改革大綱の基本的な考え方

1 基本方針

取組に当たっては、井原市第6次行政改革大綱の理念を継承し、将来にわたって安定的な行政経営を行うため、管理型から経営型へ、量的から質的への行政運営の転換をより一層進展させていきます。市民サービスの維持向上を図るだけでなく、健全なかたちで次代を担う子供たちへ引き継ぐため、生産年齢人口の減少による税収の減額や社会保障支出の増大等に対応するため、効率的・効果的な行政運営を目指します。

大綱を着実に推進すると同時に、大綱の趣旨が市民や職員にわかりやすいものとするため、第6次行政改革大綱と同様に具体的な内容を年次計画で明らかにした「実施計画（行政改革プラン）」を策定し、進行管理を行うとともに、その実施状況についてホームページ等を通じて市民に報告します。

2 推進期間

推進期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 具体的な改革の方向性

1 行政の担うべき役割の重点化

今まで行政が担ってきた事務事業について、行政が実施する必要性の有無等を検討し、必要性が無いものや民間が担うことが適当と判断できるものについては、廃止、民間委託等を進め、行政の担うべき役割を重点化することで、効率的で質の高い公共サービスの提供を図るとともに、行政のスリム化を目指します。

また、多様化する市民ニーズに対応するためには、各分野において市民・地域・団体・事業者が行政と協働し、それぞれが主体的にまちづくりを担うことができる仕組みづくりを進める必要があります。

(1) 民間委託等の推進

行政運営の効率化、民間活力の有効活用、市民サービスの向上等を図るため、適法性・公益性に配慮しながら費用対効果の視点から、内部管理事務や定型的な業務を含めた全ての業務について見直し、民間に任せの方が妥当と考えられる業務は、引き続き、積極的に民間委託を推進します。なお、契約更新の際に委託先の見直しを行い、市民サービスの向上、経費の節減に努めます。

公の施設¹については、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上に努めるとともに、経費節減等を図るため、引き続き、業務委託や指定管理者²による管理を行います。また、直営で管理している施設については、設置目的を効果的・効率的に達成するための適切な運営方法を検討します。

また、PPP³/PFI⁴などの民間のノウハウを活用する手法については、引き続き、

1 公の施設

野球場、体育館、図書館、公園、市民会館など住民の福祉を増進する目的で、住民が利用するために普通地方公共団体が設置した施設。

2 指定管理者（制度）

これまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができ（行政処分であり委託ではない。）、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の削減を図ることを目的として行われる制度。

3 PPP（Public Private Partnership）

官民連携事業の総称。

4 PFI（Private Finance Initiative）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力等を活用して行う手法。

本市においても適宜その活用を探ります。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
民間委託等の推進							
各業務における民間委託の推進	継続	○	○	○	○	○	各業務における民間委託の検討
各施設における指定管理の導入	新規	○	○	○	○	○	各施設における指定管理の検討
養護老人ホーム楷楽園	新規	○					指定管理の導入
施設整備におけるPFIの活用	新規	○	○	○	○	○	施設整備におけるPFIの活用を検討
引き続き、委託を継続する事務事業							
公用車運転		平成25年度から委託					
学校給食（配送業務）							
庁舎清掃		執務室内の日常清掃を除き委託					
庁舎夜間警備		機械警備で対応					
スクールバスの運行业務		平成19年度から全面委託					
市内循環バスの運行业務		（芳井・美星地区）					
井原市美星墓園清掃管理業務							
地域環境美化推進業務							
一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務							
不燃性粗大ごみ回収業務							
一般廃棄物分別資源化業務							
埋立処分場施設管理業務							
古紙古着類回収搬送業務							
古紙古着類集積所管理業務							
水道メーターの検針							
道路維持補修・清掃等		（街路樹の剪定、草刈）					
在宅配食サービス							
納税通知書等封入封かん業務							

区分：継続＝6次大綱からの項目、新規＝7次大綱で新たに追加した項目

○＝実施　△＝検討開始・継続検討

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
民間委託等の推進							
引き続き、指定管理による管理を行う施設							
	井原市芳井健康増進福祉施設ASUWA	指定管理開始年度：平成16年度					
	井原市やすらぎセンター	同上：平成18年度					
	井原市老人福祉センター	同上：平成18年度					
	井原市西部いこいの里	同上：平成18年度					
	井原市グリーンスポーツ	同上：平成18年度					
	子守唄の里わくわくドラゴンハウス	同上：平成18年度					
	子守唄の里野外音楽ステージ	同上：平成18年度					
	井原市勤労者野外活動施設	同上：平成18年度					
	経ヶ丸オートキャンプ場	同上：平成18年度					
	井原市地域農産物総合交流センター	同上：平成18年度					
	井原駅ビル	同上：平成18年度					
	井原市星の郷観光センター	同上：平成18年度					
	井原市星の郷アクティブヴィラ	同上：平成18年度					
	井原市美星花木センター	同上：平成18年度					
	井原市美星堆肥センター	同上：平成18年度					
	中世夢が原	同上：平成18年度					
	井原市美星吉備高原神楽民族伝承館	同上：平成18年度					
	井原市立美星国保診療所	同上：平成18年度					
	井原市特別養護老人ホーム「星の郷」	同上：平成19年度					
	井原市市民活動センター	同上：平成20年度					
	いばらサンサン交流館	同上：平成22年度					
	井原バスセンター	同上：平成27年度					
	井原市立美星保育園	同上：平成29年度					

(2) 地方公営企業⁵等の経営健全化

過去に行われた地方公営企業の会計制度の大幅な見直しにより、資本制度及び会計基準について改正が行われるなど、地方公営企業を取巻く環境は大きく変化しました。

会計処理や財務状況の表示のルールである会計基準の見直しは、地方公営企業の特性を踏まえつつ、現行の民間企業の会計原則の考え方を最大限取り入れ、他の企業との比較を容易にするとともに、財務状況の透明性の向上を図るものです。

⁵ 地方公営企業

地域住民の福祉の増進を目的として行う給水事業、電気事業、交通事業、ガス事業など地方公共団体が経営する企業。

今後も財務状況の透明性の向上を図るとともに、事業の効率的な運営により経営の健全化に努めます。

① 井原市民病院及び井原市立美星国保診療所

井原市民病院においては、「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、病院の経営効率化等に取り組むことを目標に、4年間で計画期間とする「井原市病院事業改革プラン（第2次）」を平成29年3月に策定しました。プランに掲げる目標達成のため、具体的な取組の実施状況を点検、評価し、経営基盤の安定を図ることとしています。

高齢化が進展し、医療・介護サービスの需要が増大していく中で、良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供するため、医療機能の分化・連携を進める医療提供体制の改革が求められています。

地域の中核的病院としての役割を果たしていくため、今後更なる「経営改善」に鋭意取り組むとともに、「医療の質の向上」に努め、両面において安定した事業運営を図ります。また、「断らない医療」を基本とし、職員の接遇能力の向上や待ち時間の短縮を目指すとともに、市民ニーズに沿った診療体制の改善など患者サービスの向上を図ります。

井原市立美星国保診療所については、平成18年度から指定管理者制度の活用により、経営の安定化を図るとともに、長期安定的な医療の提供及び患者サービスの向上に努めます。

② 上水道・簡易水道及び工業用水道

上水道及び簡易水道については、未給水区域や老朽施設の整備が課題となっています。未給水区域の解消及び老朽施設の整備に当たっては、将来の水需要の動向や経営面を十分検討し、安全で美味しい水を安定して供給できるよう取り組んでいきます。

また、国の指導に基づく「水道事業の一元化（施設や料金の統合）」に向けた取組として、「井原市水道事業経営戦略」によって立案された経営計画に基づき、適正な料金による経営及び投資の合理化が図れるよう、将来の水需要予測を視野に入れた水道料金水準と料金体系を検討します。さらに、負担の公平性確保及び企業会計の安定のため、引き続き、水道料金の収納率向上に努めます。

工業用水道については、給水量の大幅な増加は期待できない状況であり、事業を取り巻く経営環境は厳しいといえます。運営に当たっては、維持管理に万全を期すとともに、一層の経費節減に努めます。

③ 公共下水道

本市の公共下水道は、事業計画に従い、井原地区における公共下水道と、芳井地区の特定環境保全公共下水道について使用開始区域拡大のため鋭意整備中です。また、今後は整備した下水道施設をより適正に維持管理できるよう下水道施設の点検・調査を実施し、長寿命化を図ることにより維持・管理経費の低減に取り組んでいくことも必要です。さらに、独立採算の原則に基づいて、策定した経営戦略を推進し、下水道への接続勧奨による水洗化の促進、公営企業会計化により経営状況の見える化を進め、運営経費に見合った適正な使用料の検討など経営基盤の強化にも努めます。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
上水道・簡易水道事業の統合	新規	○	○	○	○	○	1市1水道事業に向けた取組
下水道経営戦略の推進	新規	○	○	○	○	○	水洗化の促進、計画的な施設の維持管理
収 向 納 上 率 の	下水道使用料	継続	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	参考：平成30年度実績 99.1%
	水道料金	継続	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	参考：平成30年度実績 99.0% 参考：平成30年度有収率 上水道 84.3% 簡易水道 87.7%

(3) 地方公社⁶の経営健全化

地方公社は、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、経営改善等について積極的に取り組む必要があります。

井原市土地開発公社は、四季が丘団地（分譲住宅地、福祉施設用地、企業用地・集合住宅用地）の未分譲地の早期完売に向けて、取組の強化が必要です。また、本市の計画により取得し、現時点で利用計画が未定の土地について、利用・処分方法を総合的に検討します。

なお、一定の役割を果たしたと判断された場合は、組織のあり方について、抜本的な見直しを検討する必要があります。

⁶ 地方公社

地方公社は、公社、基金、株式会社等その名称に関わらず、民法及び商法等に基づく法人をいうが、中でも個別の法律に基づき地方自治体が全額出資して設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を地方三公社という。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
土地開発公社	四季が丘住宅用地の販売促進(202区画)	継続	○	○	○		引き続き、未分譲地の早期完売に向け、取組を実施
	四季が丘企業用地・福祉施設用地・集合住宅用地の販売促進	継続	○	○	○	○	同上
	工業団地の整備を目的に取得した土地(山王:約6.0ha)の利用・処分	継続	△	△	△	△	引き続き、利用方法を検討
	市の事業計画により、依頼されて取得した土地(地蔵平:約6.7ha)の利用・処分	継続	△	△	△	△	同上

(4) 市民協働の推進

近年、地方自治において「市民との協働」を積極的に進めていくという考え方が定着しつつあります。これは、今まで行政が担ってきた公共サービスについて、複雑・多様化した市民のニーズに responding していくために、そこにいる住民が参画するボランティアや地縁団体、NPO⁷、事業者などの多様な主体が、その地域に必要とする公共的サービスの提供を協力して行うという考え方です。

これからのまちづくりには、地域における「協働の担い手」の育成とともに、「市民は行政サービスの単なる受け手ではなく、自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という意識づくりが大切といえます。

本市では、平成25年度からがんばる地域応援補助金を、令和元年度から地域活性化補助金をスタートさせ、地域住民の自主的なまちづくり活動を支援しています。

また、平成20年度から市民活動センター「つどえ〜る」を指定管理により運営し、市民活動の促進を図っています。

今後とも、「井原市協働のまちづくり基本指針」及び「井原市パートナーシップ・プロジェクト事業実施要領」に基づき、地域が自ら立案した「地区まちづくり計画」により、地域が主体となったまちづくりが展開されるよう、その仕組みづくりを進める中で、市民と行政とが連携し、互いに役割分担を図りながら「市民との協働」を推進していきます。

⁷ NPO (Non Profit Organization)

広義では、利益の再分配を行わない組織・団体一般(非営利団体)を意味する。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

2 行政ニーズへの迅速、的確な対応

(1) 組織の整理合理化

組織については、「井原市第7次総合計画」に示す政策目標に基づき、効率的・効果的に事務事業を処理できるような組織とする必要があります。このため、多様な市民ニーズに迅速に対応できるよう、専門的能力を有する職員の配置や市民にとって利便性が高く、柔軟性・機動性のある組織づくりに努めます。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
組織の整理合理化	継続	○	○	○	○	○	引き続き、時代の行政ニーズに合った組織となるよう検討
支所宿直業務の見直し	継続	○	○	○	○	○	引き続き、廃止も含め検討

(2) 事務事業の整理合理化

あらゆる事務事業について、行政の果たすべき責任範囲と、地域住民が自主的に果たすべき役割分担を明確に区分し、効率的・効果的な公共サービスを提供するため、徹底した見直しを行い、選択と集中による財源の重点的・効率的な配分に努めます。

- ① スクラップ・アンド・ビルド⁸を基本に、公共性の観点から、事務事業の廃止、縮小など、整理合理化を図ります。
- ② 「井原市第7次総合計画」での成果指標を活用し、事務事業の的確かつ効率的な実施を図ります。
- ③ 広域圏域による事務事業の集約やネットワーク化が必要と考えられる事業については、事務事業の共同化を推進します。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
事務事業の整理合理化	継続	○	○	○	○	○	
事業評価システムの活用	継続	○	○	○	○	○	「井原市第7次総合計画」に基づき評価

⁸ スクラップ・アンド・ビルド

既存の組織や仕事を効率性などの面から見直し、整理して、新しいものにつくり直すこと。組織の新設（ビルド）には、同等の組織の廃止（スクラップ）をもって充てる組織管理の技法。

(3) 行政プロセスの改善

文書作成については、わかりやすい表現に努めるとともに、電子決裁への移行も含めた文書管理システムの有効性について、引き続き、研究します。

また、市民からの申請に対し、事務処理日数の短縮を図るため、決裁権限について引き続き、見直しを行います。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
文書作成・管理の効率化	継続	○	○	○	○	○	引き続き、電子決裁を含めた文書管理システムの研究
決裁権限の見直し							
集中的な見直し	新規			○			引き続き、業務内容等の見直しと併せ、検討
見直し結果の反映	継続	○	○	○	○	○	

(4) 市民のためのサービス体制

窓口サービスの改善、申請手続の簡素化や処理日数の短縮などの見直しを行います。

また、納付方法の多様化については、費用対効果等を検証しながら、利便性の高いサービスの提供に努めます。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
市民サービスの改善等							
申請手続の簡素化	継続	○	○	○	○	○	申請書類等の簡素化
処理日数の短縮	継続	○	○	○	○	○	引き続き、実施
納付方法の多様化	継続	○	○	○	○	○	クレジット納付等、多様な納付手段の導入に向けて検討
窓口業務の休日開設	継続	○	○	○	○	○	年度末・年度初めの日曜日に窓口業務を開設
コンビニ交付利用促進	新規	○	○	○	○	○	コンビニ交付の利用促進による住民サービス向上及び窓口業務削減 令和4年度交付率目標 住民票21%、印鑑証明書39%、 所得証明書9%

(5) 審議会等の見直し

審議会等については、広く市民の声を市政に反映し、市政への理解と信頼を深める

ため様々な視点から見直し、同じく市民の市政への参画を目的としたパブリックコメント制度⁹との関連も考慮しながら、簡素・合理化に努めてきました。

今後も、公募枠の確保や女性委員の登用について積極的に推進するとともに、設置目的・活動実態等を把握しながら、運営の改善に努めます。

また、政策検討の場である審議会等の透明性を高めるため、公開を原則とします。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
審議会等の見直し							
女性委員の登用	継続	40%	40%	40%	40%	40%	参考：平成30年度実績 32.7%
公募委員枠の確保（3人以上）	継続	○	○	○	○	○	
委員数の抑制（法定のものを除き15人以内）	継続	○	○	○	○	○	

3 定員管理及び給与の適正化等

（1）定員管理の適正化

人口減少、少子高齢化及び医療・福祉の充実への対応など新たな行政需要の発生により事務量は年々増加しています。

このような中、病院事業を除く職員数（他団体への派遣や育児休業により実際に本市の実務に携わらない者を除く。）は、平成27年4月1日時点で363人でしたが、平成31年4月1日時点では354人に削減しました。

また、職員数の類似自治体との比較では、平成30年4月1日時点の人口1万人当たりの職員数は類似74団体中36番目となっており、平均的な職員配置が図られているといえます。

今後は、行政需要の動向を注視しながら、市民サービスの低下を招かないよう中長期的視野に立った職員採用計画による定員管理はもとより、増加が見込まれる定年退職後の再任用職員の効果的な配置に加え、業務の民間委託や地域との協働による役割分担の

⁹ パブリックコメント制度（Public Comment、意見公募手続）
公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すもの。

明確化を目指すとともに、RPA¹⁰やAI¹¹の導入も視野に入れながら引き続き、適正な職員数の維持に努めます。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
職員の定員管理	継続						
採用見込数		23人	14人	11人	6人	3人	参考：平成31年度実績 18人
職員数（病院事業を除く） 4月1日時点の職員数		367人	367人	367人	367人	367人	参考： 同上 354人
一般職 （教育職を含む）		344人	344人	344人	344人	344人	参考： 同上 331人
公営 企業 部門	上水道	10人	10人	10人	10人	10人	参考： 同上 10人
	工業用水道	0人	0人	0人	0人	0人	参考： 同上 0人
	簡易水道	2人	2人	2人	2人	2人	参考： 同上 2人
	公共下水道	11人	11人	11人	11人	11人	参考： 同上 11人
退職見込数		▲14人	▲11人	▲6人	▲3人	▲11人	参考： 同上 ▲12人
職員の人事管理	継続	○	○	○	○	○	人事評価の実施

(2) 給与の適正化（福利厚生事業を含む）

給与水準、給与制度等及びその運用について、国や他の地方公共団体との比較・検討を行い、財政状況や地域の実情等にも配慮しながら、引き続き、適正化を図ります。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
給与等の適正化							
給料・諸手当	継続	○	○	○	○	○	国等との均衡に配慮した制度設計に努める
福利厚生事業	継続	○	○	○	○	○	同上

¹⁰ RPA（Robotic Process Automation）

人がパソコン上で行う定型業務をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

¹¹ AI（Artificial Intelligence）

人工知能。

(3) 定員・給与等の状況の公表

職員の定員・給与等人事運営の状況については、井原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、本市ホームページ等で明らかにするとともに、よりわかりやすい公表に努めます。

(4) 人材育成の推進

人材育成においては、組織の生産性を高め、最少の経費で最大の効果を生み出すという「組織の視点」と職務を通じた人間的成長と自己実現を図り、併せて家庭生活の充実や心身の健康を求める「職員の視点」への配慮も必要です。

このため、職員のモチベーションの維持・向上を図りながら、職員の能力を最大限発揮するため、両方の視点を併せ持ち、調和を図りながら、実効性・継続性の高い人材育成の推進に努めます。

また、育成した人材の能力を発揮できるように職員の配置を行います。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
職員研修の実施	継続	○	○	○	○	○	
意識改革を促す職場づくり	継続	○	○	○	○	○	OJT、職員提案など

4 公正の確保と透明性の向上

市民との協働のまちづくりを推進していく上では、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要となります。そのため、引き続き、情報公開制度や行政手続制度の適正な運用を図るとともに、SNS¹²を活用した多様な広報ツールでの情報発信など、よりわかりやすい情報の提供、様々な行政情報へのアクセスの改善を積極的に推進します。

また、パブリックコメント制度を活用し、引き続き、各種施策に市民の意見がより反映されるよう努めます。さらに、各施策の評価について、既存の事業評価システムを活用するとともに、より公正で透明性の高い施策展開を目指すために市政に対する行政評価シス

¹² SNS (Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

テム¹³の導入について検討します。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
情報公開の推進	継続	○	○	○	○	○	情報公開制度の適正な運用と制度の周知
情報提供の推進	継続	○	○	○	○	○	よりわかりやすい情報の提供とSNSを利用した情報の提供
行政評価システムの検討	継続	○	○	○	○	○	公正の確保と透明性の向上を目指した行政評価システムの検討

5 電子自治体の推進

(1) ICT¹⁴を活用した行政事務の効率化

情報技術の飛躍的な進展により、パソコンやタブレット端末等の情報端末が急速に普及し、社会や生活の至る所でインターネットが利用されています。

こうした情報通信技術を用い、庁舎内においてはグループウェア¹⁵等を最大限に活用し、情報の共有化・伝達の迅速化を図ります。また、業務が増加・多様化する中でも、効率的な行政運営を行っていくため、定型的な事務作業を自動化するRPAやAI等を用いた技術について、研究・検討を行い、行政事務の効率化を目指します。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
RPAやAI等の技術を用いた事務の効率化の研究・検討	新規	○	○	○	○	○	RPAやAI等の技術を導入し事務の効率化を図るよう研究・検討

13 行政評価システム

政策、施策及び事務事業について、成果指標等を用いて有効性又は効率性を評価する手法のことをいい、その達成状況を事後にチェックし、その結果を住民に公表していく。

- 政 策・・・大局的な見地から地方公共団体が目指すべき方向や目的を示すもの
- 施 策・・・「政策」という上位目的を達成するための個々の方策
- 事務事業・・・施策目的を達成するための具体的手段

14 ICT (Information and Communication Technology)

情報・通信に関連する技術一般の総称。

15 グループウェア (Groupware)

企業など組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム。

(2) ICTを活用した市民サービスの充実

インターネットの普及により、メールを活用したリアルタイムでの情報配信や各種申請書をインターネットから入手できるとともに、公共施設の空き情報等の確認や予約もできるようになりました。整備された情報通信基盤の安定運用を図り、全ての市民が安全・安心にICTを利用できる環境づくりを維持します。

今後は、更なる利便性の向上を図るため、本市の窓口に出向く手間を最小限に抑えるよう、電子申請の対象手続を拡大するとともに、これら整備された情報通信網を更に有効に活用することを引き続き検討します。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
電子自治体の推進	継続	○	○	○	○	○	インターネットを利用した地方税電子申告サービスによる利便性の向上
親しみやすいホームページ	継続	○	○	○	○	○	充実した情報配信
メール配信サービス	継続	○	○	○	○	○	行政情報の配信
電子申請による利便性向上	継続	○	○	○	○	○	電子申請、マイナンバーカード（個人番号カード）の利用
井原放送を利用した情報配信	継続	○	○	○	○	○	データ放送、防災情報
施設予約システムの運用	継続	○	○	○	○	○	インターネットを利用した公共施設予約
統合型GIS整備	継続	○	○	○	○	○	県共同利用の統合型GISの活用
情報機器の整備	継続	○	○	○	○	○	継続的な機器の更新

6 自主性、自律性の高い財政運営の確保

(1) 健全な財政運営の確保

将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、事業評価システムを活用し事務事業や補助金の整理・合理化等を行うとともに、中長期的な財政予測に基づく計画的な事業展開に努め、自主性・自律性の高い健全な財政運営を確保します。

① 財政の健全化

普通交付税の合併算定替の特例期間が終了したこと、また人口減少や少子高齢化により税収の増加が見込めないことから、従来にも増して歳出全体の徹底した見直しを行うとともに、予算配分の重点化・効率化を実施することにより、選択と集中を図ります。歳入においては、積極的な国・県資金の導入や交付税措置のある有利な地方債

の活用など財源確保に努めるとともに、引き続き、市債の新規発行の抑制に努め、健全な財政運営を堅持します。

また、地方自治体財政健全化法に基づく実質赤字比率¹⁶、連結実質赤字比率¹⁷、実質公債費比率¹⁸、将来負担比率¹⁹の4指標や地方公会計として国が示す統一的な基準に基づく財務書類等を活用し、財政状況を的確に把握するとともに、自主的な財政運営を行うためにも、財政健全化団体又は財政再生団体²⁰への転落を絶対に回避すべく、財政の更なる健全化に努めます。

② 経費の節減

人件費を含む経費全般について見直しを行います。また、事業評価システムの有効活用により、引き続き、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めます。

さらに、「井原市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化・効率化を

16 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等の赤字の深刻度を表す指標。一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいう。

実質赤字比率＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模

※標準財政規模＝「標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税」で求められる。言い換えれば、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさである。

17 連結実質赤字比率

地方公共団体としての赤字の深刻度を表す指標。全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率をいう。

連結実質赤字比率＝連結実質赤字額／標準財政規模

18 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなる。

19 将来負担比率

将来負担する可能性のある負債等の残高の程度を表す指標。

一般会計等における負債総額が、標準的年間収入の何年分に当たるのかということを示すストック指標。

20 財政再生団体

実質赤字比率や実質公債費比率などの財政指標が一定水準（財政再生基準）を超えると、「財政再生団体」になり、国等の関与による確実な再生を図ることとなる。財政再生計画の策定などが義務づけられ、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等が勧告され、行財政運営に大きな制約がかかることになる。

図るとともに、統廃合・複合化・多機能化を積極的に推進し、インフラ資産に係るコスト縮減を図ります。

そして、資金調達においては、引き続き、より低利な資金調達に努めます。

③ 自主財源の確保

引き続き、新規企業の誘致や産業振興等により市税の増収に努めます。また、課税客体的確な把握、未納市税を含む未収金の徴収強化、口座振替制度の普及などを引き続き、行うとともに、新しい納付方法の導入を検討し、利便性の向上を図ることで、市税、分担金、負担金、使用料等の自主財源の確保に一層努力します。

未利用財産については、売却や有効活用について検討し、財源の確保に努めます。また、本市の特産品のPRを行いながら、ふるさと納税制度を活用し歳入の増加を図ります。

④ 入札制度の適正化

公共工事に係る入札・契約手続きとその運用について、既に導入している一般競争入札、郵便入札の制度拡充などの検討により、引き続き、透明性と公平性の確保に努めます。

⑤ 監査機能の充実・強化

適正で効率的な財政運営を図るため、年2回の監査を実施しています。現在の監査制度を見据えながら、引き続き、外部監査制度²¹についての調査研究を行います。また、地方自治法等の一部が改正されたことに伴い、全国統一的な監査基準に沿った本市の監査基準を定めるとともに、内部統制体制²²の運用についての調査研究を行います。

21 外部監査制度

監査機能の専門性、独立性を一層充実させるとともに、住民の信頼をより高めるために導入するもので、公認会計士、弁護士などの資格を有する者が、外部監査契約に基づき監査を行う制度をいう。

22 内部統制体制

地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制をいう。

行政改革プラン

項目		区分	年度別計画					目標の内容、効果等	
			R2	R3	R4	R5	R6		
経常収支比率の抑制		継続	○	○	○	○	○	平成30年度決算値 94.5% 令和6年度見込値 95.0%	
将来負担比率の抑制		新規	○	○	○	○	○	平成30年度決算値 △16.1% 令和6年度見込値 19.8%	
収 納 率 の 向 上	市税	現年分	継続	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	参考：平成30年度実績 99.0%
		滞納分	継続	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	参考： 同上 13.6%
	国保税	現年分	継続	94.0%	94.0%	94.0%	94.0%	94.0%	参考： 同上 94.8%
		滞納分	継続	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	参考： 同上 14.0%
	介護保険料	現年分	継続	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	参考： 同上 99.6%
		滞納分	継続	30.9%	30.9%	30.9%	30.9%	30.9%	参考： 同上 26.2%
後期高齢者 医療保険料	現年分	継続	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	参考： 同上 99.6%	
	滞納分	継続	38.5%	38.5%	38.5%	38.5%	38.5%	参考： 同上 44.0%	
市税等口座振替の推進		継続	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	参考： 同上 48.5%	
未利用財産の売り払い等		継続	○	○	○	○	○	管理経費の縮減と財産収入の増収	
入札制度の適正化		継続	○	○	○	○	○	一般競争入札制度の見直し	
外部監査制度の導入		継続	△	△	△	△	△	引き続き、検討	

(2) 補助金等の整理合理化

補助金の目的、効果、必要性、公平性、補助団体の活動実態等の観点から、定期的な見直しを継続することとし、補助金総額の抑制に努めます。

また、社会経済情勢の変化等に伴い、必要性や効果の薄れたものについては廃止・縮小・整理統合等を行うとともに、新設の補助金については、必要性、効果についての十分な検討と終期設定を行うこととします。

さらに、補助対象団体の自立自助の意識を喚起し、自主活動意欲の向上を図ります。

そして、年会費等の負担金についても、その目的と効果を精査し、総額の抑制に努めます。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
補助金等の整理合理化							
3年毎の定期的な見直し	継続	○			○		補助金・負担金の見直し
見直し結果の反映	継続	○	○	○	○	○	
新設補助金の終期設定	継続	○	○	○	○	○	

(3) 受益者負担の適正化

受益者負担については、負担の公平性の観点から、受益と負担のあり方について定期的に見直しを行うこととし、物価の動向、他市の状況等を勘案しながら適正な負担水準の設定に努めます。

また、公共料金の滞納者に対して徴収の強化を行うとともに、行政サービスの制限の措置を行うなど、市民の納付に対する公平性の確保及び健全な財政の運営に努めます。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
家庭ごみ有料化によるごみ処理手数料の徴収	継続	○	○	○	○	○	
受益者負担の適正化							
3年毎の定期的な見直し	継続	○			○		使用料、手数料等の見直し
見直し結果の反映	継続	○	○	○	○	○	

(4) 公の施設

本市の公共施設は、平成17年の合併により、市民文化施設や社会教育施設など近隣地域に類似施設を抱える状況であり、施設ごとにかかる維持管理費用は市財政にとって大きな負担となっています。また、高度成長期にインフラ整備が集中していることから、大規模修繕や建替えのタイミングが同時期になるなどの課題に直面しています。

こうした状況から、「井原市公共施設等総合管理計画」に示す公共施設全体に関する基本方針に基づき、公共施設に係る行政コストを抑制するため、統廃合・複合化・多機能化を積極的に推進し、既存施設を有効活用するとともに、計画的な修繕・更新及び耐震

化・長寿命化を実施します。

また、近隣市町との公共施設の広域利用について、適正配置による効率的運用を検討します。

行政改革プラン

項目	区分	年度別計画					目標の内容、効果等
		R2	R3	R4	R5	R6	
公共施設の総合的な管理	継続	○	○	○	○	○	「公共施設等総合管理計画」の推進及び用途別施設計画の策定・推進